



## お子さんにスマホを持たせる前に スマホの特性や危険性を理解しましょう

スマホは、豊富なコンテンツを利用できる便利なツールです。しかし、使い方を誤るとトラブルや事件に巻き込まれ、ときには取り返しのつかない事態となることがあります。

**スマホの特性や危険性を理解した上で、  
お子さんと話し合ってから持たせるか決めましょう。**

### 違法・有害情報へのアクセス

知らない間に犯罪加害者になってしまうことも



### SNSトラブル

何気ない一言から、いじめや仲間はずれに



### 個人情報流出

写真から個人や自宅が特定され、ストーカーや空き巣被害に



### ゲームやSNSの長時間利用

依存症につながるおそれも



## 児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」に注意！！



SNS等で知り合った相手にだまされたり、脅されたりして自分の下着姿や裸の画像を撮影させられた上、メール等で送らされる被害に遭った県内の児童のうち、半数近くは中学生です。青少年に対して児童ポルノ等の提供を求めるることは、条例で禁止されています。

### 自画撮り被害の実態を動画で配信中



SNS上で友達を見つけたりかちゃん。いつしか何でも話せる心の支えになっていたのですが、ある日を境に態度が豹変。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ie2/animation/kanakanakazoku/42kanakanakazoku.html>



## トラブルを回避するために

### フィルタリングは必ず設定を

- 青少年が使用するスマホを購入するときは、お店でフィルタリング設定をしてもらう必要があります。
- お子さんにせがまれても、容易にフィルタリングを解除しないでください。
- フィルタリングには、お子さんの成長に合わせ、見たいサイトを閲覧可能にするカスタマイズ機能の備わったものも多数あるので、効果的に活用しましょう。



### 親子で一緒に我が家ルールを作りましょう

- 全ての危険をフィルタリングで回避することはできません。お子さんとよく話し合い、成長に合わせたルールを作りましょう。



ルールの例

- サイトへのアクセスは慎重に
- 個人情報は書き込まない
- 人を傷つける書き込みはしない
- 困ったときはすぐに相談
- 午後10時以降は使用禁止

お子さんのインターネット利用についての詳しい内容はホームページで

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/p756581.html>



# 危険！子どもたちの深夜外出

青少年保護育成条例

## 神奈川県では青少年(18歳未満)の午後11時～午前4時の外出を禁止しています※



条例では保護者同伴での深夜外出も制限されています。

生活習慣の乱れにつながり、深夜外出への抵抗感を下げ、将来の単独での外出を助長するおそれがあります。

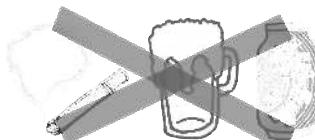
深夜に青少年を見かけた場合は、最寄りの警察署・交番に通報しましょう。

※緊急時など特別な事情がある場合を除きます。



## ダメです！ 未成年者の喫煙・飲酒

20歳未満の人の喫煙・飲酒は法律で禁じられています。



未成年者喫煙禁止法  
未成年者飲酒禁止法  
青少年喫煙飲酒防止条例

- 発育中の心身に様々な悪影響を及ぼします。
- 規範意識の低下や非行につながるおそれがあります。
- ・日頃から家族で話し合う時間を持ち、お子さんの喫煙や飲酒を未然に防止しましょう。
- ・たばこや酒類の自動販売機用の成人の識別ができるカードをお子さんに使用されないようにしてください。
- ・たばこや酒類の買い物をお子さんに頼まないようにしましょう。

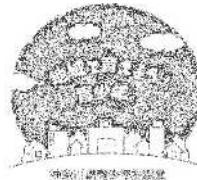


地域で見守っています

～青少年の非行防止や健全な育成のために、  
地域に根ざした様々な活動を実施中！～

神奈川県青少年指導員

地域で育てよう！青少年。



少年補導員

ひと声かけて  
非行・被害防止！！



## 危険です！ JKビジネス

青少年保護育成条例

女子高校生等に「添い寝」「ひざ枕」「散歩」等のサービスをさせる、「JK ビジネス」が出現し、青少年が性犯罪やストーカーなどの被害に遭っています。こうしたお店で、青少年を働かせることは、条例で禁止されています。



万が一、お子さんが勧誘されたり、雇用されたりした場合は、警察にご相談ください。



親も子も、一人で悩まないで

子どもや若者の悩みに対する一次相談窓口

■かながわ子ども・若者総合相談センター

☎045-242-8201 (火～日/9:00～12:00、13:00～16:00)

■神奈川県西部青少年サポート相談室

☎0465-35-9527 (月～金/10:30～12:00、13:00～16:00)

非行問題・いじめ・犯罪被害等に関する相談

■県警察ユーステレホンコーナー

☎0120-45-7867 (平日/8:30～17:15)

## 神奈川県・神奈川県警察本部

お問い合わせ 神奈川県青少年課 地域環境グループ ☎ 045-210-3848 (直通) FAX 045-210-8841

青少年保護育成条例や青少年喫煙飲酒防止条例の詳しい内容はホームページを検索！条例に関する出前講座も実施中！

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/> 検索 かながわの青少年行政 (令和2年6月作成)